

北上市災害廃棄物処理計画【概要版】

1. 基本的事項

1.1 計画策定の目的

本計画は、今後の大地震や水害、その他自然災害において大量に発生した場合の災害廃棄物を適正及び円滑に処理できるよう基本的な対応方針を策定するものである。

1.2 計画の位置づけ及び見直し

北上市では、「北上市地域防災計画」（以下「防災計画」という。）により災害対策を推進している。国では「災害廃棄物対策指針」（以下「国の指針」という。）により災害廃棄物対応の対策方針を示しているほか、岩手県では、「岩手県災害廃棄物対応方針」（以下「県の指針」という。）を策定。本計画は、これらの関連計画との整合を図りながら当市の基本的な考え方や処理方法を示すものである。

本計画は、国の指針、県の指針及び防災計画や被害想定の見直し等がされた場合や一般廃棄物処理計画が改訂された場合に適宜更新を行うものとする。

1.3 想定する災害

災害の種類		市における被害想定規模	
地震災害	北上低地西縁断層帯南部地震	最大震度 6弱 被害率 全壊 872 棟、半壊 8,272 棟	
水害	北上川の洪水による浸水	明治橋地点 被害率 床上浸水 6,748 棟 床下浸水 1,067 棟	下流北上川流域の2日間の総雨量 264mm

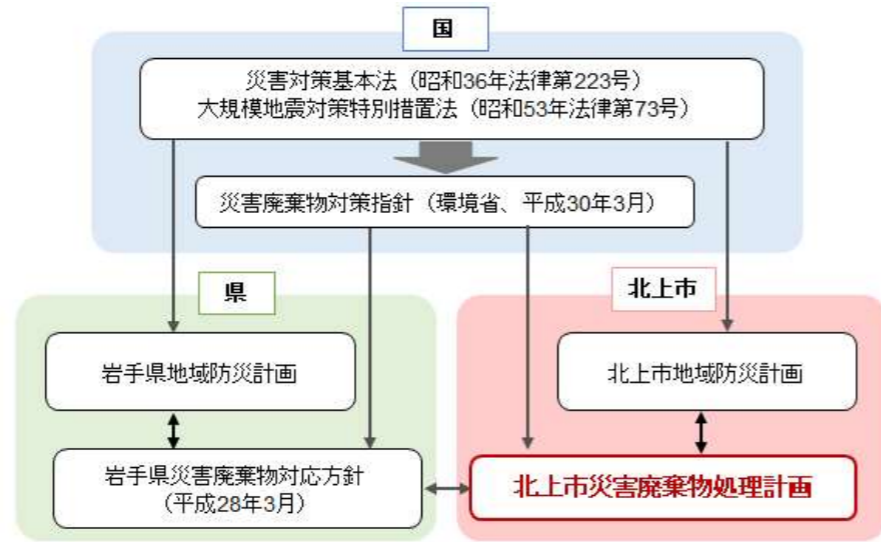
1.4 対象とする災害廃棄物

1 【地震や水害により発生する廃棄物】

種類	品目
可燃物系廃棄物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃性廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材、倒木・流木等
不燃物系廃棄物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、屋根瓦、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）などが混在した概ね不燃性の廃棄物
コンクリートがら等	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材等
廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目で災害により被害を受け使用できなくなったもの
その他の廃家電、小型家電	被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	畳、ふとんのほか被災冷蔵庫から排出される水産物、食品、及び農産物・畜産物、飼料肥料工場等から発生する原料及び製品等
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原動機付自転車等
有害廃棄物、危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、医薬品類、フロン類・CCA（クロム銅ヒ素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、農薬類等の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの、石こうボード等

2 【被災者や避難所生活に伴い発生する廃棄物】

種類	品目
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所で発生するごみ
し尿等	仮設トイレ等からのくみ取りし尿、被災（浸水）した便槽・浄化槽に残存するし尿・浄化槽汚泥等



2. 災害廃棄物処理

2.1 処理期間

本計画において災害廃棄物の処理期間は、災害発生から最長でも**3年以内**とする。

なお、被災地の速やかな復旧復興のため、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することが求められていることを踏まえ、発災状況によっては当該期間内に関わらず、より迅速な処理完了を目指ものとする。

2.2 組織体制及び指揮命令系統

本市に災害が発生した場合は、生活環境部環境政策課において廃棄物処理を担当するものとし、総括責任者は生活環境部長が担当する。

（右 図1のとおり）

2.3 協力・支援（受援）体制

発災状況により、本市単独での対応が困難な場合は、本市において締結する協定等により民間事業者や近隣市町村に支援を要請し連携して行うものとする。また、関連組織のほか県を通し国や他都道府県の支援を受けられるよう速やかに受援体制を構築し、支援を要請するものとする。

（右 図2のとおり）

2.4 災害廃棄物発生量の推計

1 地震災害の場合

被害区分別災害廃棄物発生量

家屋全壊	140,392 t
半壊	264,704 t
計	405,096 t
（廃家電類 31,090 台）	

2 水害の場合

被害区分別災害廃棄物発生量

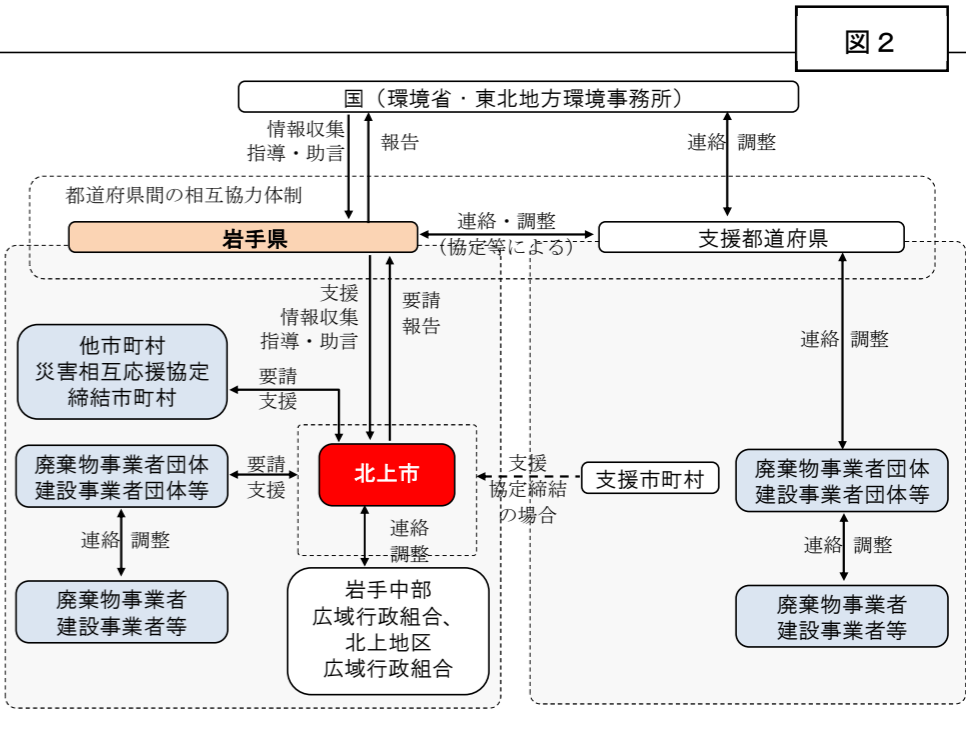
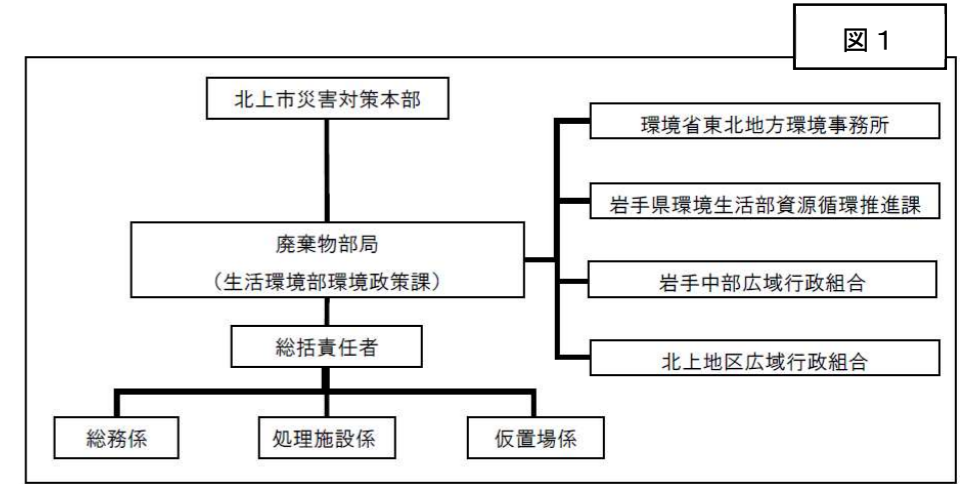
床上浸水	31,041 t
床下浸水	662 t
計	31,703 t
（廃家電類 22,943 台）	

3 災害後のし尿収集必要量（地震）

し尿収集必要人数	17,281 人
し尿収集必要量	29,378ℓ/日

4 災害後の避難所ごみ量（地震）

ごみ発生量	920 k g / 日
-------	-------------



2.5 災害廃棄物の処理方針

災害廃棄物は、可能な限り分別し、自区域及び周辺地域のリサイクルシステムを最大限活用することで資源の有効活用及び適正な処理処分を推進するものとする。

2.6 災害廃棄物処理方法等

災害により排出された廃棄物の処理方法は図3のとおりとする。

図3

処理方法等	焼却処理	破碎選別	再生利用	最終処分	
対象品目	可燃物 全量 柱角材 1/3	不燃物全量を破碎 (不燃物の80%は 最終処分)	不燃物 20% 【破碎処理後量】 柱角材 2/3 コンクリートがら 全量 金属 全量	不燃物 80% 焼却残渣 全量 【焼却処理の20%】	
地震災害	405,096 t	36,459 t	113,427 t (90,741 t)	277,896 t	98,033 t
水害	31,703 t	6,277 t	5,706 t (4,564 t)	20,860 t	5,821 t

2.7 収集運搬体制の確保

災害後の収集運搬は、被害家屋から搬出される災害廃棄物（以下「片付けごみ」という。）と避難所ごみを含む生活ごみ（以下「生活ごみ」という。）に分けて検討するものとする。（図4のとおり。）

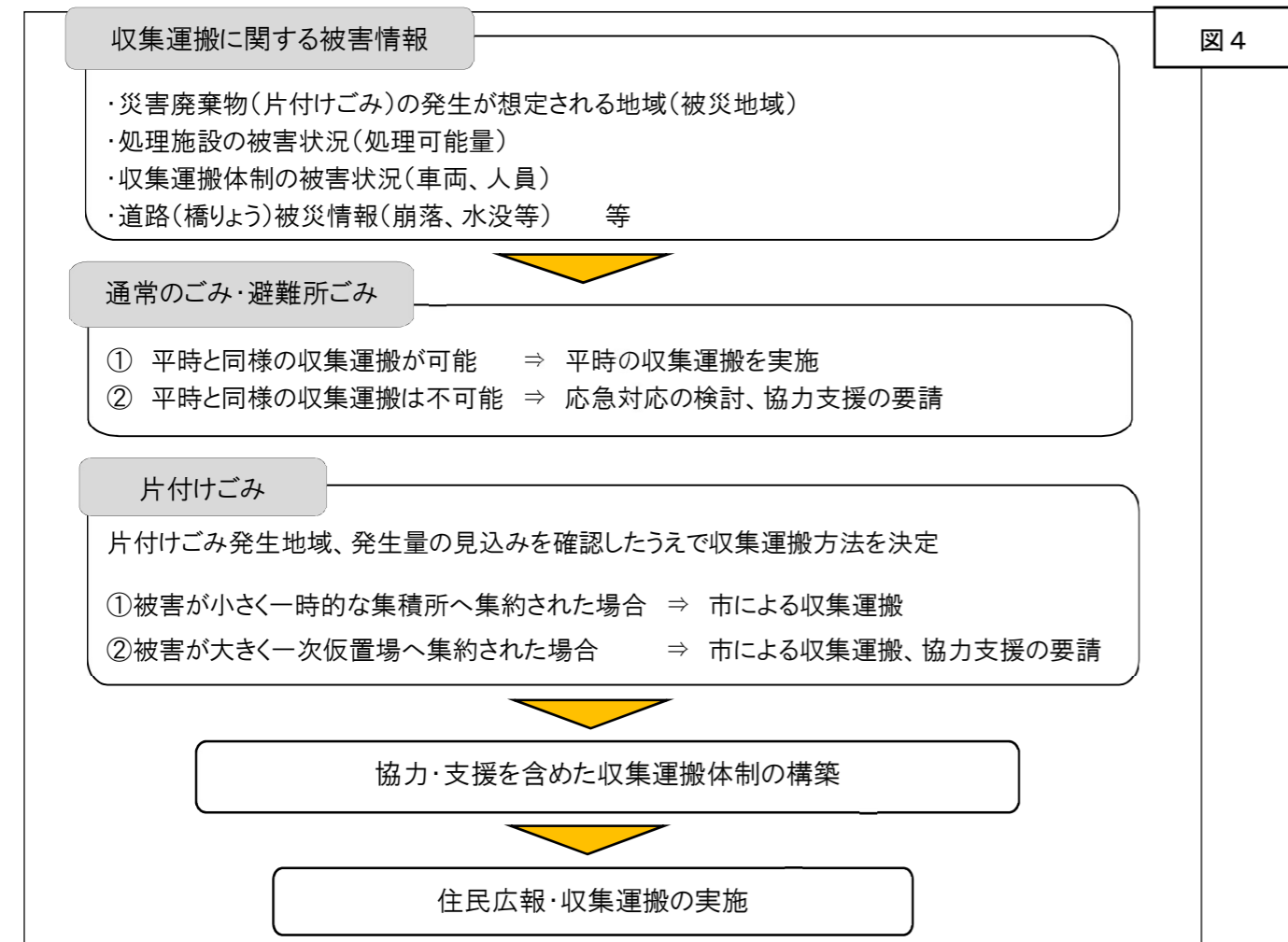


図4

2.8 災害廃棄物の仮置場

仮置場は、災害廃棄物の仮置きと重機や人力による粗分別を行う「一次仮置場」のほか、必要に応じて本格的な中間処理を行う「二次仮置場」を設置する。（大規模災害では最長3年程度の処理期間を想定）

被災現場から各仮置場への運搬・処理フローは図5のとおり。

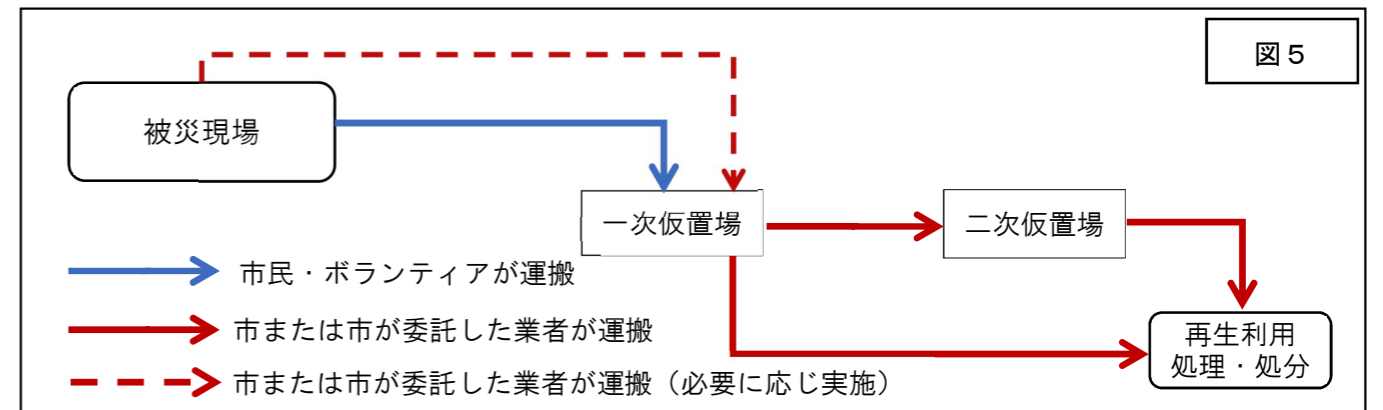


図5

3. 初動対応

3.1 初動対応で求められる業務タイムライン

発災後、安全確保の活動に続き処理体制を構築して、災害廃棄物に係る生活環境保全上の支障を防止し、災害廃棄物処理実行計画を策定するまでの概ね1か月に求められる業務は図6のとおり。

なお、担当を含めた初動対応マニュアルについては別途定める。

図6

分類	初動対応	1週間	2週間	3週間	4週間
0 安全の確保*	(①避難行動)	■			
	(②二次被害の防止)	■			
	(③救援活動)	■			
1 組織体制の構築	①通信・連絡手段の確保	■			
	②職員の安否状況、参集状況の確認	■			
	③災害時対応組織の発動	■			
2 情報収集と整理	①被害状況の収集	■	■	■	■
	②施設の状況確認	■	■	■	■
	③委託先も含めた収集運搬車両の状況確認	■	■	■	■
	④避難所、避難者数の把握	■	■	■	■
	⑤情報の整理	■	■	■	■
3 対応方針の検討	①廃棄物処理施設の運転可否の検討	■	■	■	■
	②収集運搬車両の運行可否の検討	■	■	■	■
	③災害廃棄物発生量の推計	■	■	■	■
	④仮置場開設方針の検討	■	■	■	■
4 収集運搬手段の確保	①生活ごみ、避難所ごみ収集運搬体制の構築	■	■	■	■
	②仮設トイレ設置要請、汲取り事業者の確保	■	■	■	■
	③片付けごみの収集運搬体制の構築	■	■	■	■
5 仮置場の開設と運営	①仮置場候補地の所有者・管理者の承認	■	■	■	■
	②管理人員の手配、資機材の確保	■	■	■	■
	③住民、ボランティアに向けた広報の実施	■	■	■	■
	④仮置場の運営管理	■	■	■	■
6 廃棄物処理の推進	①廃棄物処理の継続、施設の復旧	■	■	■	■
	②県、協定先への支援要請	■	■	■	■

*「0.安全の確保」については、初動対応の前提となる安全確保行動を示し、具体的な初動対応業務とは異なる
災害規模に応じ対応期間は変化、例えば、被害規模が小さい場合は、発災直後から対応方針の検討がスタート